

申請時に添付が必要となる納税証明書

1. 法人の場合

(1) 国 税

法 人 税 (納税証明書「その1」)

消費税及び地方消費税(同 上)

審査の対象となる事業年度に係る証明
(税額の記載がある証明書を添付)

(2) 県 税

自 動 車 税 審査日現在でとれる直近の証明

ただし、6月以降に審査を受ける者は、必ず平成20年課税分の証明によること。

その他の県税 「その他未納なし」の証明

自動車税がない場合は、「県税未納なし」の証明(様式「その6」)で可

大臣許可業者は、法人事業税(県税)の納税証明書の添付も必要

2. 個人の場合

(1) 国 税

所 得 税 (納税証明書「その1」)

所得額の証明(納税証明書「その2」)

消費税及び地方消費税(納税証明書「その1」)

審査の対象となる事業年度に係る証明
(税額の記載がある証明書を添付)

(2) 県 税

自 動 車 税 審査日現在でとれる直近の証明

ただし、6月以降に審査を受ける者は、必ず平成20年課税分の証明によること。

その他の県税 「その他未納なし」の証明

自動車税がない場合は、「県税未納なし」の証明(様式「その6」)で可

3. 変更届出書(事業年度終了)には次の納税証明書を添付してください(正には原本を添付)。

知事許可 個人: 個人事業税 法人: 法人事業税

大臣許可 個人: 所得税 法人: 法人税

4. その他

(1) インターネットなどの電子申請による納税申告をした場合も、納税証明書については、税務署窓口において発行された証明書を添付してください。(申告書については、電子申請したものをプリントアウトしたもので可。)

(2) 納税証明書をとれる場所

国税 主たる営業所の所在地を管轄する税務署

県税 県税事務所、自動車税事務所、地域振興局税務課

(3) 納税証明書は、正・副ともにコピーを添付してください。

(4) 納税関係の申告書類については、法人税申告書、消費税申告書にインデックスを付けるなどして、審査がスムーズに行えるよう整理をしてください。

なお、申告書類は、作成者(税理士等)の記名があるものを持参してください。

(5) 申告・納付期限の関係で、納税証明書が審査当日に準備できない場合は、その旨を審査担当者に申し出てください。

ただし、納税に未納がある場合は、審査は完了しません。(また、個人における所得税の延納申請をした場合も同様となります。)後日、納税が完納したことを証明する納税証明書が提出された時に審査完了となります。

納税証明書申請等についてのお願い

<国税について>

審査日直前に納税証明書の請求が集中しますと、証明事務が混雑して請求当日に証明書を発行できない場合があります。個人事業者及び申告・納付が既に終了している法人は、早めに余裕をもって証明書の請求を行ってください。

8月、9月決算法人で法人税等の申告直後に納税証明書を請求される場合は、申告書の控及び当該申告に係る領収書を持参して請求してください。

納税証明書の請求に必要なもの(持参するもの)

- ・ 請求が本人(法人は、代表者)の場合
印鑑のほかに本人(又は代表者)であることが確認できるもの。(例えば、運転免許証や健康保険証等)
- ・ 請求が代理人の場合
委任状と代理人の印鑑、代理人本人であることが確認できるもの。(確認書類例は、請求が本人の場合と同様)
なお、法人で代表者以外の方が請求に来られる場合も同様です。
- ・ 手数料(収入印紙)
請求年分 × 請求枚数 × 400円 の収入印紙が必要です。収入印紙は事前に用意してください。

<県税について>

県税については、申請理由を「経営事項審査申請のため」ということで申請されると、必要となる自動車税・その他の県税について内容を表示されます。